

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

第十四条第一号イ(1)中「二万九千九百円」を「二万二千元」に改め、同号イ(3)中「一万七千五百円」を「一万七千八百円」に改め、同号イ(4)中「一万六千九百円」を「一万七千五百円」に改め、同号イ(5)中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同号イ(6)中「一万五千六百円」を「一万五千八百円」に改め、同号イ(7)中「一万四千七百円」を「一万五千百円」に改め、同号イ(8)中「一万五千六百円」を「一万五千八百円」に改め、同号イ(9)中「一万五千百円」を「一万五千四百円」に改め、同号イ(10)中「二万七千六百円」を「二万八千七百円」に改め、同号イ(11)中「二万八千六百円」を「二万九千八百円」に改め、同号イ(12)中「二万九千二百円」を「三万四五百円」に改める。